

規制改革ホットライン処理方針
 (令和3年3月9日から令和3年12月2日までの回答)

スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分 (案) (注)	別添の該当 ページ
建設業法の専任技術者の常駐義務を緩和	検討を予定	◎	3
電波オークションの導入	その他	◎	4
電波オークションの実施促進を要望します	その他	◎	5
電波オークションによる公共財産の活用	その他	◎	6
アジャイル型のシステム開発に向けた環境整備	対応不可	◎	7

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年2月2日から令和4年2月28日までの回答)

スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和	対応	◎	8
建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和	検討に着手	◎	9
建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和	検討に着手	◎	10
建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和	対応	◎	11
建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し	検討に着手	◎	12
建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し	検討に着手	◎	13
建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し	検討に着手	◎	14
給与デジタルマネー払いの実現	検討に着手	◎	15

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和3年5月26日	回答取りまとめ日	令和3年6月16日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	建設業法の専任技術者の常駐義務を緩和
具体的内容	建設業の許可をうけるには専任技術者の登録が必要ですが、建設業法では、営業所での常駐が義務となっています。請負契約の適正な履行が目的ですが、一人親方や少数数の業者の場合、営業所での常駐義務があると遠くの現場を請け負いきれません。建設業の規模に応じてこの義務を緩和してほしいと思います。
提案理由	東日本大震災以降、営業所常駐の専任技術士を除く監理技術者や主任技術者については、いろいろと緩和されてきました。 しかし、営業所常駐の専任技術者は相変わらず、営業所から10km以内の現場しかゆくことができません。請負金額3500万円以下であればよいかというと、管轄官庁に問い合わせたところ、目的が契約関係ですので、常駐義務があるとのことでした。 これによると、葛飾区で建設業の許可を得た一人親方は、八王子市での仕事を請け負うことができません。契約関係で問題が起きて、メールや携帯電話でいつでも対応可能なのにです。 所轄官庁に聞くと、別にもう一人雇うしかないとのこと。それでは一人親方にはなりません。一人親方を認める以上その就業の機会を合法的には失わせるのはいかになものかと思えます。建設業法は発注者の保護を目的としていますので、せめて発注者が認めた場合は常駐義務を解くなどの文言があつてしかるべきと思いますが、それありません。また、専任技術者の要件は、一般の法律家などでは就任できないことになっています。同様に、3人の事業所も、せっかく請け負いきても営業所を離れられないと10kmを超える現場ですと実質2人しか働けないことになります。 そして、労災保険、雇用保険、健康保険など、一人親方や家族経営の事業所の形態は建築現場の安全管理や施工体系を煩雑にしています。 実際は、法的には違法ですが、メールや携帯での対応ができるので、現場に出かけているというのが実情だと思います。 とにかく、法を守ると機会の損失となってしまう、専任技術者の常駐の項目は修正を希望します。
提案主体	個人

所管省庁	国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設業法においては、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護することを目的に、請負契約締結の拠点となる営業所毎に専任の技術者を置くことを求めています。 ○ また、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、営業所専任技術者が当該建設工事の現場における主任技術者等を兼務することも可能としています。 ○ 営業所専任技術者については、昨年4月に通知を発出し、業務時間内において常時連絡を取ることができるなど、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境にある場合には、テレワークにより職務を行うことを可能としたところです。
該当法令等	建設業法第7条第2号
対応の分類	検討を予定
対応の概要	営業所専任技術者や建設工事の現場における主任技術者等が担う役割に留意しながら、ICT技術の進展も踏まえ、業界とも連携して、テレワークの導入による業務の効率化について、検討してまいります。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:2

所管省庁への検討要請日	令和3年5月26日	回答取りまとめ日	令和3年6月16日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	電波オークションの導入
具体的内容	日本も他国のように電波オークションを早期に導入すべき。 国民の大切な財産である電波を特定の企業が独占している現状は異常である。競争が起こることによってメディアも危機感をもつようになり良質なジャーナリズムが根付くと思う。
提案理由	電波オークションにより国に多額の電波使用料が入ってくるメリットがある。また新しいメディア企業が誕生することにより多様性のある論調も増え国民にとってもメリットが大きい。
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	
該当法令等	電波法第4条	
対応の分類	その他	
対応の概要	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。 このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和3年5月26日	回答取りまとめ日	令和3年6月16日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	電波オークションの実施促進を要望します
具体的内容	今年のノーベル経済学賞に電波オークション理論が受賞されました。世界の国では、電波周波数は公共で国の物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われています。これにより、国の収入も増え、一部のテレビ局の特権を排除できます。世界中で、オークションが実施されていないのは日本だけです。日本のメディアは、自分たちに都合が悪いため、これを隠しています。菅政権では、河野大臣以下、改革に力を入れていますので、是非この件も、対応して頂きたいと要望します。
提案理由	<p>社会的効果</p> <p>世界の国では、電波周波数は国の公共物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われている。世界中で、オークションが実施されていないのは日本だけである。</p> <p>現状では、一部のテレビ局が非常に安い電波使用料だけ払い、独占的既得権に安住している。日本のメディアには、すべてが左よりの偏向報道と報道しない自由を行い、報道の公正中立性が担保されていない。これは、国民の知る権利と中立公正な情報が侵されていることになる。実施により、既存メディアの力を弱められ、報道の多様性活性化が生まれる。</p> <p>経済的効果</p> <p>現状、既存の放送局は、収益に対し相当安い電波使用料である。電波オークションを実施することで、国の収入が確実に増え、適切な競争原理により、放送局に多様性や活性化が生まれる。入札という形は、既存メディアに対し相対的に国の立場が優位になるので、将来的にも電波使用料値上げの反対意見が出ずらくなり、値上げしやすい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	
該当法令等	電波法第4条	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。</p> <p>このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:4

所管省庁への検討要請日	令和3年6月28日	回答取りまとめ日	令和3年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	電波オークションによる公共財産の活用
具体的内容	携帯電話料金およびテレビ放送のさらなる競争を促し、財源の確保を行う。
提案理由	既得権益となっているテレビおよび携帯電話の電波についてオークション方式により、より公平で適正な競争を促す。ラジオ放送については収益の確保が難しいため、オークションにて得た財源を活用し支援をおこなう。
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	
該当法令等	電波法第4条	
対応の分類	その他	
対応の概要	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:5

所管省庁への検討要請日	2年12月4日	回答取りまとめ日	3年2月18日
-------------	---------	----------	---------

提案事項	アジャイル型のシステム開発に向けた環境整備
具体的内容	アジャイル開発等のシステム開発における発注者、受託者、委託先との直接的な意思疎通や協働が偽装請負と判断される「直接的な作業指示」にあたらぬことを明確化すべきである。なお、本要望は、労働者の過重労働や下請事業者の不当な取り扱いが是認されることを求めるものではない。
提案理由	<p>情報システムの開発にあたり、短期間で試行錯誤を繰り返す「アジャイル手法」の活用が普及しつつある。アジャイル開発においては、ノウハウやアイデアを共有する観点から、発注者と受託者、受託者の委託先等の関係者による綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠となる。特にスタートアップとの協業において、早期に成果を出す手法として有用である。</p> <p>しかしながら、現行法制下では意思疎通や協働の内容が発注者から委託先のエンジニア等の作業への直接的な指揮命令とみなされ、労働者派遣法が禁止する「偽装請負」に該当すると判断される可能性がある。また、発注者と受託者との間を派遣契約に切り替えた場合でも、受託者から委託先へ開発の一部を再委託していることから、職業安定法が禁止する「二重派遣」に抵触しかねない。特に 外部委託先（SIer や個人事業主）がスタートアップのような 小規模企業や新興企業である場合、派遣事業の許認可も有していないことから、派遣契約への切り替えは現実的でない。</p> <p>このため、偽装請負の該当性を回避するため、発注者と受託者、委託先の打合せに際して受託者の管理責任者を出席させ、当該責任者を介して仕様や要件を固めていくなど、発注者・受託者間のコミュニケーション・ルールの配慮と対策に費用と時間を費やさざるを得ず、高いスピード感を持つアジャイル開発のメリットを十分に享受できていない。前述のとおり、受託者が小規模企業や新興企業である場合、上記のようなコミュニケーション体制の確保も容易でない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>労働者派遣法では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとされ、「労働者派遣事業」とは、労働者派遣を業として行うことをいいます。</p> <p>労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(以下「37号告示」という。)」により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を図っています。労働者派遣事業に該当するか否かについては、37号告示に基づき、実態に即して判断されます。</p>
該当法令等	<p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第3号</p> <p>○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	御指摘の「アジャイル開発等のシステム開発」における意思疎通等について、一律、偽装請負に該当しないことを明確化することは困難であり、37号告示に基づき、実態に即して判断されるものです。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:6

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和
具体的内容	ア. 営業所専任技術者の配置要件の緩和
提案理由	建設業許可を受ける建設事業者の営業所には、一定の資格または経験(監理技術者・主任技術者と同程度)を有した営業所専任技術者の常勤が義務付けられ、原則として現場配置できない。特例的には、主任技術者として営業所に近接する工事現場での兼務(非専任)が認められているが、限定的であるため、技術人材が不足する中小企業にとり大きな負担となっている。現在、コロナ禍で営業所専任技術者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、就労環境の実態に合わせて営業所内での常勤義務を外すなど、営業所に近接する工事現場に限らず、主任技術者として兼務も可能になるよう見直すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設業許可の要件の一つとして、営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置くことを求めています。 なお、営業所の専任技術者と主任技術者との兼務については、「営業所における専任の技術者の取扱いについて」(平成15年4月21日国総建第18号)により、一定の条件下で認めているところです。	
該当法令等	建設業法	
対応の分類	対応	
対応の概要	営業所の専任技術者のテレワークについては、令和3年12月9日に「建設業許可事務ガイドライン」を改正し、営業所の専任技術者について、一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知を行ったところです。 また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行います。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:7

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和
具体的内容	イ. 監理技術者の配置要件の緩和
提案理由	建設業法では、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は、6,000万円)以上となる場合には、工事現場における建設工場の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。改正建設業法(2020年10月施行)によって、監理技術者は2つの現場兼務が可能となったが、それぞれの現場に「監理技術者補佐」を専任させる必要があり、監理技術者を含めて最大3名の技術者の配置が求められる。時期が重なる複数の工事を多く受注する事業者にとっては、人材の量的確保の困難さに対する改善になっていない。ICTの進歩により、現場の施工管理はリモートで可能なほど格段に向上している。常駐の場合と同程度の管理が担保できるICT導入の基準を設定し、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	発注者から直接建設工事を請け負った建設業者(建設業許可を受けた者)は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合(4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上))は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「監理技術者」を配置しなければなりません。 また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で請負金額が一定以上のも(3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))については、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。 なお、専任の監理技術者については、改正建設業法(令和元年6月成立)により、生産性向上を図るため、専任配置要件を合理化し、監理技術者補佐を工事現場毎に専任で配置した場合、監理技術者の兼務を可能(当面2現場)としたところです。	
該当法令等	建設業法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工場の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行います。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:8

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和
具体的内容	ウ. 主任技術者の配置要件の緩和
提案理由	建設業法では、建設業の許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額の大小にかかわらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。しかし、請負金や工事規模の大小にかかわらず、すべての工事に主任技術者を配置することが求められるため、多くの工事を抱える事業者からは、「工事に配置する主任技術者が不足して、新たな仕事を受注しづらい」との声が寄せられている。主任技術者の配置に関する一律の規制は、現場実態に合わないことから、少額・小規模な工事については、主任技術者の配置を必須としないよう緩和すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設業者(建設業許可を受けた者)は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」を配置しなければなりません。 また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で請負代金額が一定以上のもの(3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))については、主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。	
該当法令等	建設業法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行います。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:9

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和
具体的内容	エ. 経営管理業務責任者の常勤要件の緩和
提案理由	建設業許可を得るにあたっては、経営業務の管理を適切に行うことを目的に、経営管理業務責任者の設置が求められる。同責任者は、建設業界において一定年数の役員経験を有するほか、原則として主たる営業所(本社、本店等)において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事しなければならない。改正建設業法(2020年10月施行)によって、同責任者の要件緩和が行われたが、依然として人材の確保は困難である。ICTは格段に向上しており、ネットワーク端末を活用することで、仮に在宅であっても営業所と同程度の執務が可能となっている。現在、コロナ禍において同責任者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、通勤等の過度な負担なく、多様な有資格者を配置できるよう、恒常的なテレワークも可能となるよう、営業所への常駐義務の規制を緩和すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設業許可の要件の一つとして、原則として主たる営業所(本社、本店等)に、企業全体の安定的な経営の確保を担う経営業務管理責任者を常勤で置くことを求めています。	
該当法令等	建設業法	
対応の分類	対応	
対応の概要	経営業務管理責任者のテレワークについては、令和3年12月9日に「建設業許可事務ガイドライン」を改正し、経営業務管理責任者について、一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知を行ったところです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:10

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し
具体的内容	ア. 実務経験による主任技術者の資格取得要件の緩和
提案理由	建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、国家資格に合格する他に実務経験による取得が可能となっている。後者は、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要とされている。中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒者の採用は難しく、他方で「指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長すぎる」との声が寄せられている。このため、最長10年とされている実務経験について、年数を半分程度に短縮すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設現場の主任技術者等には、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するため、所定の要件が設けられています。実務経験のみにより主任技術者として配置しようとする場合は、大卒指定学科卒業者は3年、高卒指定学科卒業者は5年、その他の者は10年の実務経験年数を要します。ただし、例えば技術検定の受験により主任技術者となる場合は、指定学科以外の卒業者であっても、大卒の場合1年6ヶ月、高卒の場合4年6ヶ月、その他の者は8年など、より短い実務経験年数により主任技術者になることができます。	
該当法令等	建設業法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、建設業の技術者となるための資格取得及び受験の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受験の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する点検・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:11

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し
具体的内容	イ. 実務経験による監理技術者の資格取得要件の緩和(指定学科の拡大)
提案理由	監理技術者の資格保有者は約68万人(2021年8月現在)で、ここ10年は横ばい状態が続いており、事業者からは「慢性的に人材が不足している」との声が寄せられている。監理技術者の資格を取得するには、実務経験3~10年に加え、指導監督の実務経験(左記年数と重複可な2年含む)が求められる。指定学科の大学や高校等を卒業した場合は、3~5年の実務経験で資格取得が可能であり、事業者は指定学科を卒業した人材を確保したいが、人数は限られており、資格保有者の確保が困難となっている。例えば、機械器具設置工事の監理技術者の資格を取得するためには、指定学科が「建築学、機械工学、電気工学」に限られるため、資格保有者も約3万人と僅かである。このため、現在の指定学科の範囲について見直しを行い、関連する学科を新たに指定学科に含めることで、不足する監理技術者を確保できるよう要件を緩和すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設現場の主任技術者等には、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するため、所定の要件が設けられています。学歴ごとに必要とされる実務経験年数は異なり、当該学歴における指定学科については、建設業法施行規則第1条において、各建設業ごとの専門性に依拠して定められています。	
該当法令等	建設業法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、建設業の技術者となるための資格取得及び受験の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受験の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する点検・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:12

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し
具体的内容	ウ. 1級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮
提案理由	施工管理技士は、工事の実施に当たり施工計画及び施工図の作成、当該工事の工程管理、品質管理等、一定水準以上の施工技術を有することを公的に認定する国家資格であり、検定の種目及び級に応じて、営業所に置かれる専任技術者、工事現場に置かれる主任技術者または 監理技術者の資格を満たす者として取り扱われている。1級施工管理技士を受験するには、例えば、大学の指定学科を卒業した場合でも3年以上の実務経験、中学卒業者にいたっては15年以上の実務経験が必要とされている。受験資格の要件としては長すぎ、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者の進路や事業者における 人材確保の妨げとなっている。このため、受験に必要な実務経験年数の大幅な短縮により、若手の 資格取得者が一層多く社会に輩出され得るよう受験資格の要件を緩和すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設現場の監理技術者等となることができる1級施工管理技士の取得においては、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するため、所定の受験資格要件が設けられています。例えば、大卒指定学科卒業者は3年、高卒指定学科卒業者は10年等、最長で15年の実務経験年数が求められます。ただし一例として、2級技士を取得した者はその取得後5年(所定の实務経験年数を有する場合3年)の実務経験を積むことにより1級の受験が可能となり、2級技士を取得せずに1級を受験する場合と比較すると、1級の受験のために必要な実務経験年数を最大で4年短縮することが可能です。	
該当法令等	建設業法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、建設業の技術者となるための資格取得及び受験の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受験の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する点検・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:13

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	給与デジタルマネー払いの実現
具体的内容	本制度改革は2020年度に閣議決定され、同年度中の制度化を目指すとされていたが、未だ実現していない。労働政策審議会労働条件分科会にて早期に政労使合意がなされ、実現するよう求めたい。
提案理由	給与デジタルマネー払いにより、現在は給与が振り込まれた銀行口座などからアプリに入金している手間が省け、労働者の利便性向上につながり、キャッシュレス化が大きく前進する。また、キャッシュレス決済への対応が遅れている行政手続、税金、医療費等の支払いのキャッシュレス決済導入の後押しにもなると考えられる。給与デジタルマネーの制度化は、2020年7月に閣議決定され、厚生労働省も令和3年度の規制改革推進に関する答申において、「令和3年度できる限り早期の制度化を目指す」という方針を記載している。しかし、労働条件分科会では、不正引出しに際しての補償レベル、資金移動事業者が破綻した際の賃金由来分の保証、資金決済法上の滞留規制対応等への懸念等が取り上げられ、未だ合意には至っていない。だが、以下の理由から、上記の懸念等は十分に解消されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・資金決済法等の関係法令等により、履行保証金の供託、システムリスク管理、その他利用者保護等に関する措置はすでになされていること。 ・厚生労働省はすでに、労働基準法施行規則等において、民間保険等による保証や適時の換金、不正引出しの対策・補償等を要件化し、資金移動業者からの申請に基づき、要件を満たす業者のみを厚生労働大臣が指定するという二階建ての規制にて監督指導する体制となることを示していること。 ・企業による本制度の導入は義務ではなく、選択制であること。労働者側も同様に、制度を利用するか否かを選択することができること。
提案主体	(一社)日本IT団体連盟

	所管省庁	厚生労働省(合議)金融庁
制度の現状	賃金の支払については、労働基準法第24条において通貨払の原則が定められています。なお、労働基準法施行規則第7条の2において、通貨払原則の例外として、銀行口座と証券総合口座への振込が認められています。	
該当法令等	労働基準法第24条 労働基準法施行規則第7条の2	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	「資金移動業者の口座への賃金支払」については、労働政策審議会において議論しており、令和3年4月19日の労働条件分科会において示した制度の骨子案を踏まえ、引き続き検討しているところです。賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう留意しつつ、制度化について、労使団体と議論してまいります。	

区分(案)	◎
-------	---